

谷川岳遭難防止条例に基づく危険地区への登山禁止について

谷川岳では融雪期を迎え、気温の上昇による雪崩の発生が予想されており、登山することが著しく危険です。

このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、次のとおり危険地区での登山を禁止します。

1 登山禁止地区

危険地区全域（別添位置図のとおり）

2 登山禁止期間

令和8年3月16日（月）から令和8年4月24日（金）まで（40日間）

3 期間設定理由

気温の上昇による雪崩の発生が予想されるため

4 その他注意事項

危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山者は事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないでください。

なお、一般コースを登山する際は、事前に登山計画書（又は登山届）を、ぐんま電子申請受付システムや登山アプリ（ヤママップ、コンパス等）から提出していただくか、群馬県警察本部や管轄の沼田警察署又は群馬県谷川岳登山指導センターに提出してください。

5 問い合わせ先

群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾

電話：0278-72-3688（FAX兼用）

※参考1 【積雪状況（Mt. T by 星野リゾート ウェブサイト調べ）】

220 cm（R8.3.5）

504 cm（R7.3.10）

170 cm（R6.2.26）

285 cm（R5.3.8）

440 cm（R4.3.4）

280 cm（R3.3.8）

※参考2 【過去5年間の登山禁止期間】

令和7年：令和7年3月17日（月）～4月25日（金） 40日間

令和6年：令和6年3月9日（土）～4月12日（金） 35日間

令和5年：令和5年3月22日（水）～4月30日（日） 40日間

令和4年：令和4年3月22日（火）～4月28日（木） 38日間

令和3年：令和3年3月20日（土）～4月30日（金） 42日間